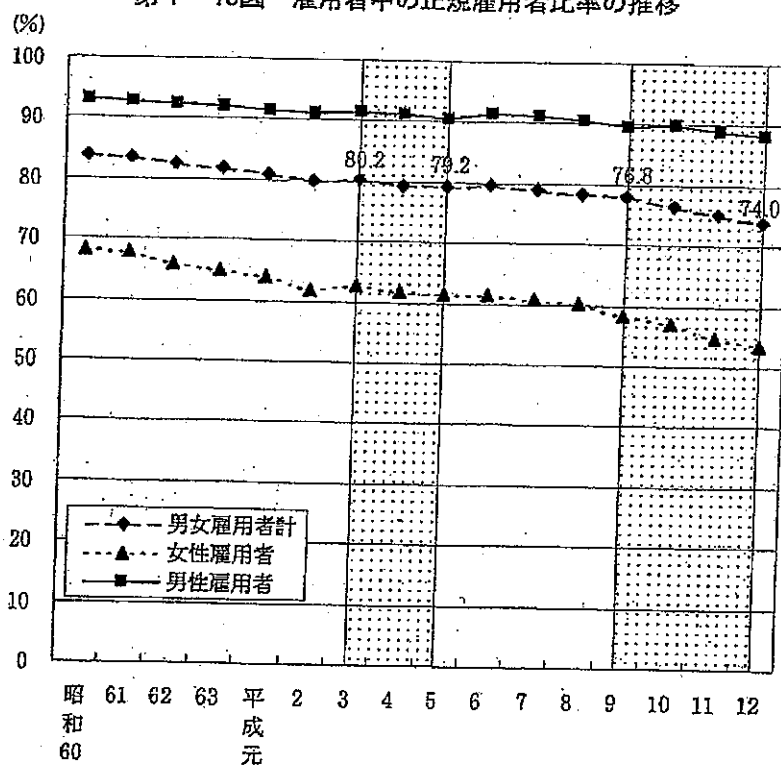


資料 1

日本労働組合総連合会説明資料

○女性の就労形態の多様化と賃金の実態

第1-13図 雇用者中の正規雇用者比率の推移



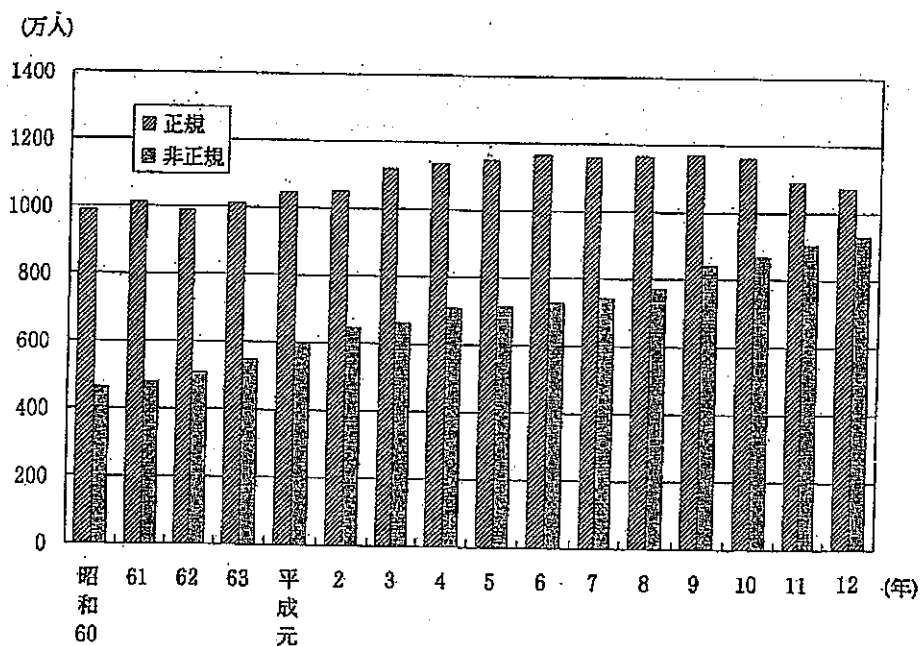
資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

第1-2表 第1期、第2期中の正規雇用者比率の変化

	第1期		第2期		変化幅(ポイント差)	
	平成3	平成5	平成9	平成12	第1期	第2期
女性雇用者	62.8%	61.5%	58.2%	53.6%	-1.3%	-4.6%
男性雇用者	91.5%	90.6%	89.5%	88.3%	-0.9%	-1.2%

資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

第1-14図 女性雇用者中の正規、非正規雇用者数の推移



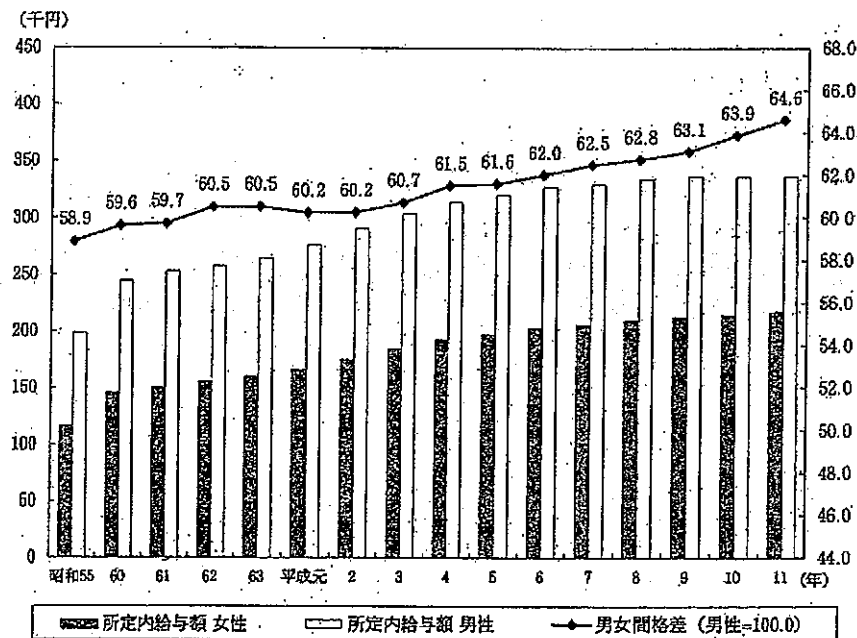
資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

第1-5表 一般労働者の賃金実態

	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	きまって支給す る現金給与額 (千円)	所 定 内 給 与 額 (千円)	年間賞与その他 の特別給与額 (千円)
総 数	39.7	11.8	325.9	300.6	1056.3
女 性	37.6	8.5	230.7	217.5	685.1
男 性	40.6	13.2	367.2	336.7	1217.5

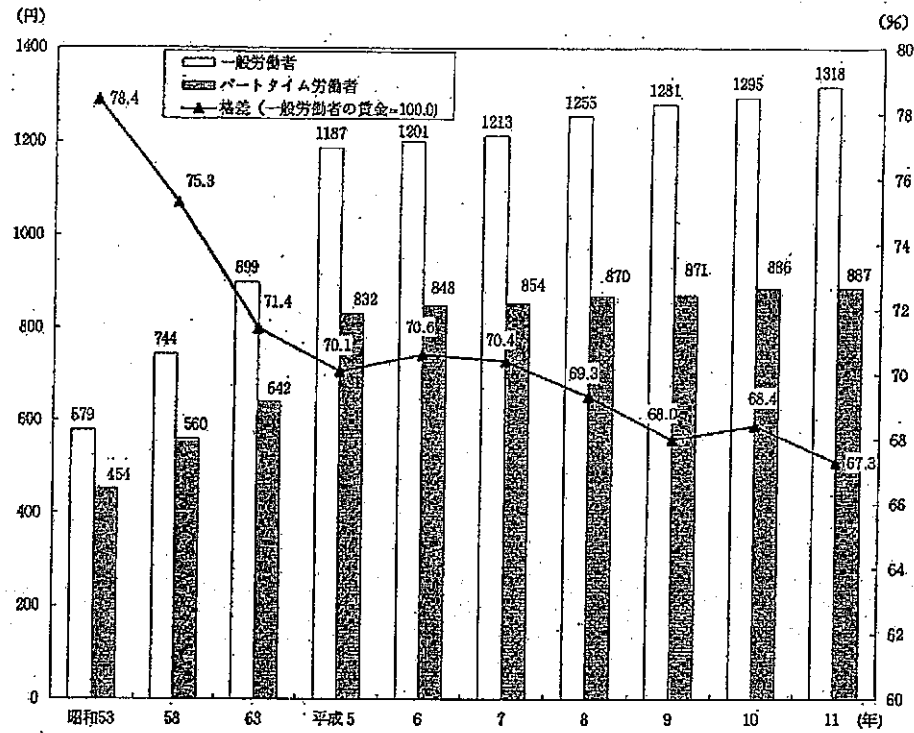
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成11年)

第1-24図 所定内給与額と男女間格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-29図 女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 一般労働者の1時間当たりの所定内給与額は次式により算出した。

1時間当たりの所定内給与額＝所定内給与額÷所定内実労働時間数

性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移

年	女 性			男 性		
	一般労働者	パートタイム労働者	格差（一般=100）	一般労働者	パートタイム労働者	格差（一般=100）
平成元年	934円	662円	70.9	1542円	855円	55.4
2年	989円	712円	72.0	1632円	944円	57.8
3年	1072円	770円	71.8	1756円	1023円	58.3
4年	1127円	809円	71.8	1812円	1053円	58.1
5年	1187円	832円	70.1	1904円	1046円	54.9
6年	1201円	848円	70.6	1915円	1037円	54.2
7年	1213円	854円	70.4	1919円	1061円	55.3
8年	1255円	870円	69.3	1976円	1071円	54.2
9年	1281円	871円	68.0	2006円	1037円	51.7
10年	1295円	886円	68.4	2002円	1040円	51.9
11年	1318円	887円	67.3	2016円	1025円	50.8
12年	1329円	889円	66.9	2005円	1026円	51.2

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）一般労働者とパートタイム労働者では、勤続年数、職種等に違いがあるので、単純には比較できない。

（注）一般労働者の一時間あたり所定内給与額は、それぞれ該当する一般労働者の所定内給与額と所定内実労働時間数から次式により試算した。
「一般労働者の一時間あたり所定内給与額＝所定内給与額÷所定内実労働時間数」
パートタイム労働者の一時間あたり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

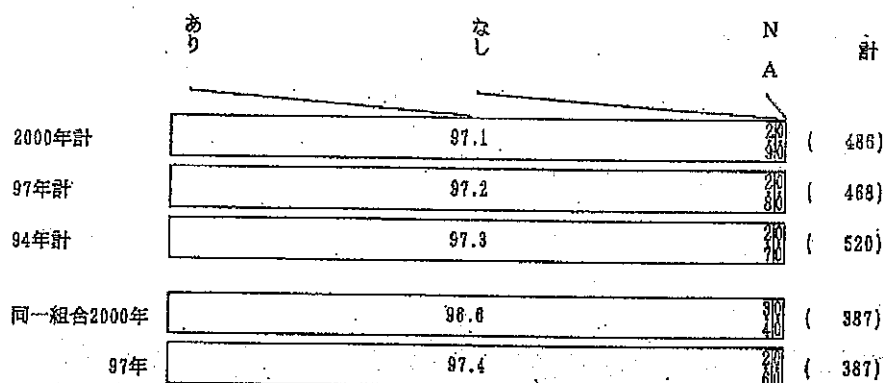
○扶養手当

ここでは、扶養手当または家族手当（以下、扶養手当と略）の有無とその内容について調べている。この扶養手当には、いわゆる扶養手当と住宅手当や地域などと組み合わせられた複合手当も含まれている。

1. 制度の有無とその種類

扶養手当は97.1%とほとんどのところで導入されている（第1-1図）。

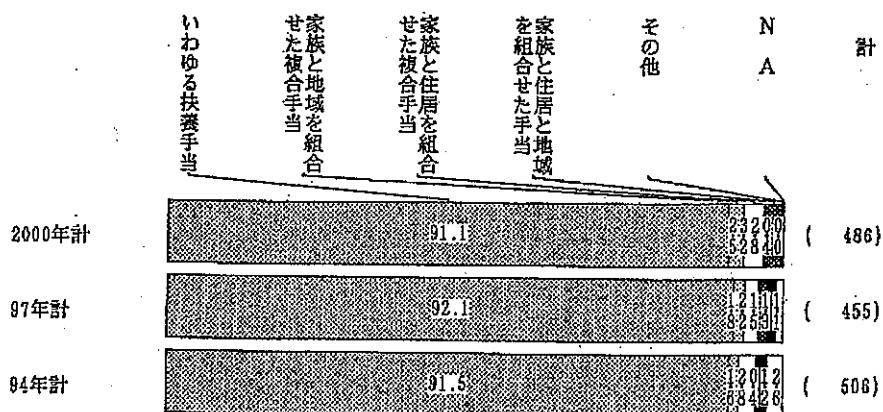
第1-1図 扶養（家族）手当制度の有無（部門別、企業規模別）



扶養手当制度「あり」の486組合でみた扶養手当の種類は、そのほとんどが「いわゆる扶養手当（家族手当を含む）」（91.1%）である（第1-2図）。「扶養手当」と「他の手当」との組み合わせである「扶養手当と住居手当を組み合わせた手当」（3.2%）、「扶養手当と住居手当と地域手当を組み合わせた手当」（2.8%）、「扶養手当と地域手当を組み合わせた手当」（2.5%）などは少ない。この点は、97年と比べて大きく変化していない。

規模別にみると、大きな違いでないが、1万人以上規模では「手当なし」が6.7%あること、組み合わせ型の手当にしているところが大企業ほど多いことがわかる（第1-1表）。

第1-2図 手当の種類（部門別、企業規模別）



第 1-1 表

扶養手当制度の有無					手当の種類						
	あり	なし	N A	計	いわゆる扶養手当	家族と地域を組合 せた複合手当	家族と住居を組合 せた複合手当	家族と住居と地域 を組合せた手当	その他	N A	計
2000年計	97.1	2.9	...	486	91.1	2.5	3.2	2.8	0.4	...	486
97年計	97.2	2.8	...	468	92.1	1.8	2.2	1.5	1.3	1.1	455
94年計	97.3	2.7	...	520	91.5	1.6	2.8	0.4	1.2	2.6	506
部門別											
金属	92.3	7.7	...	91	92.9	4.8	1.2	1.2	...	...	84
化学・繊維	98.4	1.6	...	125	94.3	...	1.6	3.3	0.8	...	123
食品	100.0	...	...	52	88.5	3.8	3.8	3.8	...	...	52
資源・エネルギー	92.3	7.7	...	39	91.7	2.8	...	2.8	2.8	...	36
交通・運輸	100.0	...	...	63	84.1	6.3	7.9	1.6	...	...	63
サービス・一般	100.0	...	...	32	93.8	3.1	...	3.1	...	...	32
情報・出版	100.0	...	...	17	88.2	...	11.8	...	...	...	17
商業・流通	98.1	1.9	...	54	92.5	...	3.8	3.8	...	...	53
保険・金融	100.0	...	...	5	100.0	...	...	...	...	...	5
建設・資材・林産	87.5	12.5	...	8	71.4	...	14.3	14.3	...	...	7
企業規模別											
1万人以上	93.3	6.7	...	75	87.1	7.1	2.9	1.4	1.4	...	75
3千～1万人未満	97.1	2.9	...	137	87.2	2.3	6.0	4.5	...	...	133
1千～3千人未満	98.3	1.7	...	174	94.2	1.2	2.3	2.3	...	...	171
1千人未満	98.0	2.0	...	100	93.9	2.0	1.0	2.0	1.0	...	98
参 考											
国営企業	○				○						
公務	○				○						

注：表中の+（-）の記号は比率の差の検定で他グループより有意に多い（少ない）ことを示す。

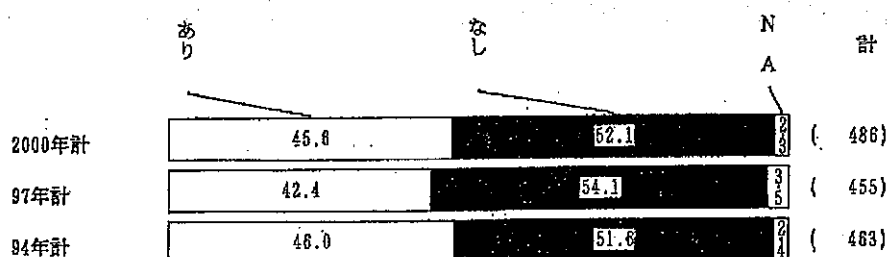
2. 扶養手当の内容

(1) 支給対象の人数について

扶養手当の支給対象人数の上限について規定「あり」は45.6%で半数をやや下回っており、これは、97年とあまり変わっていない（第1-3図）。

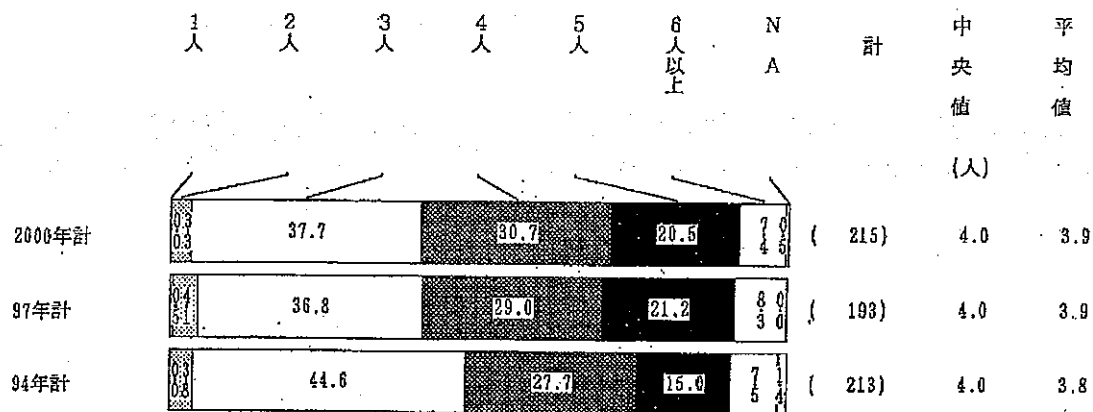
第1-3図 手当の支給対象となる人数の制限

(部門別、企業規模別)



人数の上限がある場合の上限人数については「3人」(37.7%)が最も多いが、「4人」(30.7%)、「5人」(20.5%)のところも少なくなく、平均値は3.9人となっている。これも97年と変わらない(第1-4図)。

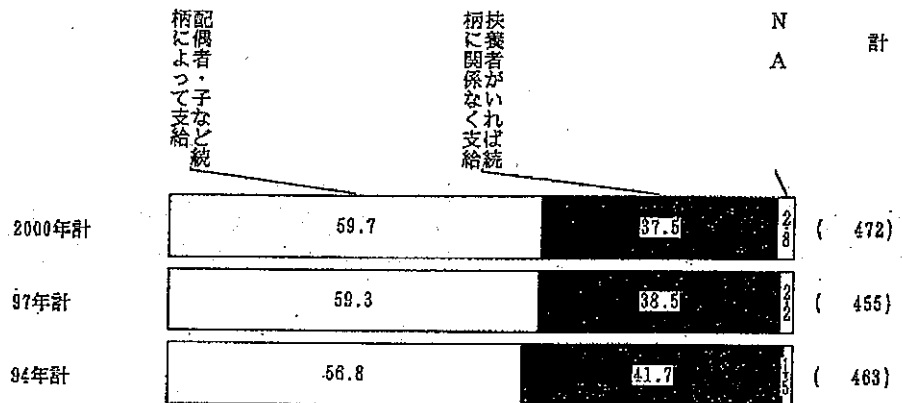
第1-4図 人数の上限（部門別、企業規模別）



(2) 支給対象の性格

扶養手当の支給対象の性格については、本人との続柄に焦点をあてて尋ねている。「配偶者・子など続柄によって支給」(59.7%)が多数であるが、「扶養者があれば続柄に関係なく支給」(37.5%)も少ない(第1-5図)。これらの点も97年と変わっていない。

第1-5図 手当の支給対象の性格（部門別、企業規模別）



規模別にみると違いがあり、1千人未満では「続柄に関係なく支給」も多く、両者がきつ抗している(第1-2表)。

第1-2表

手当の支給対象となる人数の制限					人数の上限								手当の支給対象の性格							
	あり	なし	N A	計	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上	N A	計	中 央 値	平 均 値	配偶者・子など続 柄によつて支給	扶養者がい れば支給続 柄に関係なく支給	N A	計		
													(人)							
2000年計	45.6	52.1	2.3	486	...	3.3	37.7	30.7	20.5	7.4	0.5	215	4.0	3.9	59.7	37.5	2.8	472		
企業規模別	1万人以上	38.6	60.0	1.4	75	...	7.4	25.9	37.0	22.2	7.4	...	27	4.0	4.0	67.1	30.0	2.9	70	
	3千~1万人未満	54.9	43.6	1.5	137	...	2.7	34.2	32.9	24.7	4.1	1.4	73	4.0	3.9	63.2	33.1	3.8	133	
	1千~3千人未満	48.8	51.5	1.8	174	...	2.5	41.3	31.3	16.3	8.8	...	80	4.0	3.9	59.1	39.2	1.8	171	
	1千人未満	35.7	59.2	5.1	100	...	2.9	45.7	20.0	20.0	11.4	...	35	4.0	4.0	51.0	45.9	3.1	98	

注：表中の+（-）の記号は比率の差の検定で他グループより有意に多い（少ない）ことを示す

①「配偶者」への支給制限条件

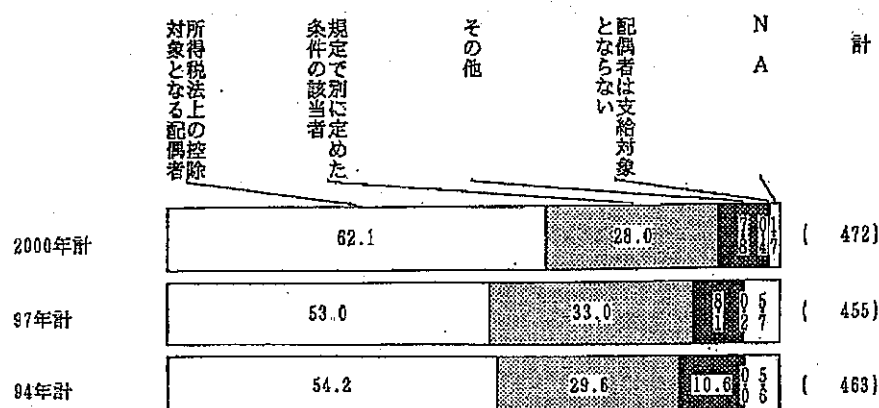
97年と比べると、「所得税法上の控除対象者」が大きく増えている。

第1-3表 支給対象の制限条件について

		配偶者への支給					子どもへの支給					「扶養している父母」への支給					「扶養しているその他の家族」に対する支給					
	計	対象となる配偶者	所得税法上の控除対象となる配偶者	規定で別に定められた条件の該当者	その他	配偶者は支給対象とならない	N A	18歳未満または高校生以下の子	22歳未満または大学生以下の子	その他の年齢や学歴で制限して支給	所得税法上の控除対象なら制限なし	子どもは支給対象とならない	N A	組合員本人の父母に限って支給	控除対象の配偶者の父母にも支給	支給しない	その他	N A	支給しない	その他	N A	
企業規模別	2000年計	472	62.1	28.0	7.8	0.4	1.7	42.6	29.7	17.2	8.7	0.4	1.5	23.7	42.6	16.3	14.8	2.5	41.3	30.9	23.7	4.0
	1万人以上	70	62.9	31.4	2.9	1.4	1.4	60.0	27.1	7.1	4.3	...	1.4	30.0	40.0	10.0	18.6	1.4	41.4	21.4	35.7	1.4
	1万人未満	133	67.7	26.3	5.3	...	0.8	38.3	33.8	21.1	6.0	...	0.8	21.8	43.6	16.5	15.0	3.0	36.8	35.3	24.8	3.0
	3千人未満	171	59.6	26.3	12.9	...	1.2	41.5	26.9	20.5	9.4	0.6	1.2	19.3	43.3	18.7	17.0	1.8	43.3	28.7	23.4	4.7
	1千人未満	98	58.2	30.6	6.1	1.0	4.1	37.8	30.6	13.3	14.3	1.0	3.1	29.6	41.8	16.3	8.2	4.1	43.9	35.7	14.3	6.1
参 考	国営企業	①配偶者（内縁関係を含む） ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子 ③満60歳以上の父母及び祖父母 ④満18歳未満の弟妹及び孫 ⑤重度心身障害者 民間事業所からその他から扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっているもの、一定以上の恒常的年間所得（郵便140万円、林野137万円、印刷130万円、海産130万円）がある者及び重度障害者のうち障害の程度が終身労務に服することができない程度でないものについては、扶養親族から除外される。																				
	公務	①配偶者（内縁関係を含む） ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子及び孫 ③満60歳以上の父母及び祖父母 ④満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの弟妹 ⑤重度心身障害者。 民間事業所、その他から扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっているもの、年額130万円以上の恒常的所得があると見込まれる者及び重度障害者のうち障害の程度が終身労務に服することができない程度でないものについては、扶養親族から除外される。 配偶者については内縁関係の者も含まれ、また、「子」には実子のほか、養子も含まれる。しかし、配偶者の連れ子については、職員との養子縁組をしていないかぎり含まれない。「父母」については、実父母のほか養父母も含まれる。なお、職員が配偶者の姓を名乗っていても配偶者の父母（養父母）との間に法律上の養子縁組がないかぎり含まれない。																				

注：表中の+（-）の記号は比率の差の検定で他グループより有意に多い（少ない）ことを示す

第1-6図 支給対象の制限条件について 配偶者への支給（部門別、企業規模別）

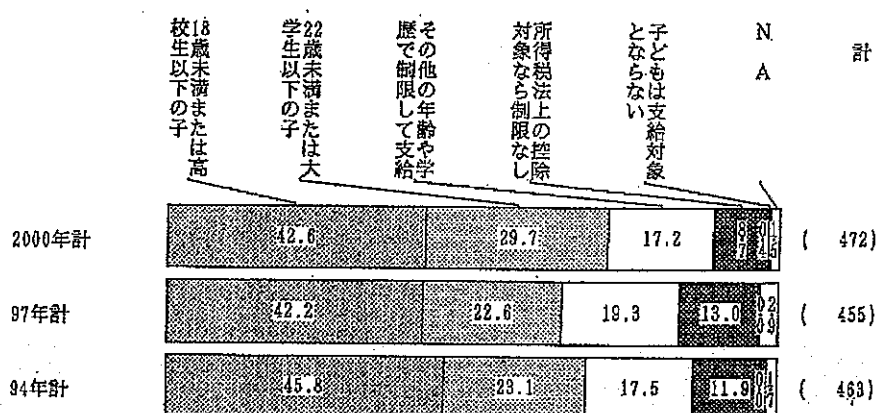


② 「子ども」への支給制限条件

「18歳未満もしくは高校生以下」(42.6%)が最も多く、これに「22歳未満もしくは大学生以下」(29.7%)が続いている(第1-7図)。さらに、「その他の年齢や学歴で制限」が17.2%、「税法上の控除対象なら制限なし」(8.7%)と回答は分れている。なお、「子どもを支給対象としない」ところはほとんどない。

97年と比べると、「22歳未満」が7ポイント増加しており、その分、「制限なし」が減少している。企業規模別みると、1万人以上規模では、「18歳未満」が6割と目立って多いことが特徴である。

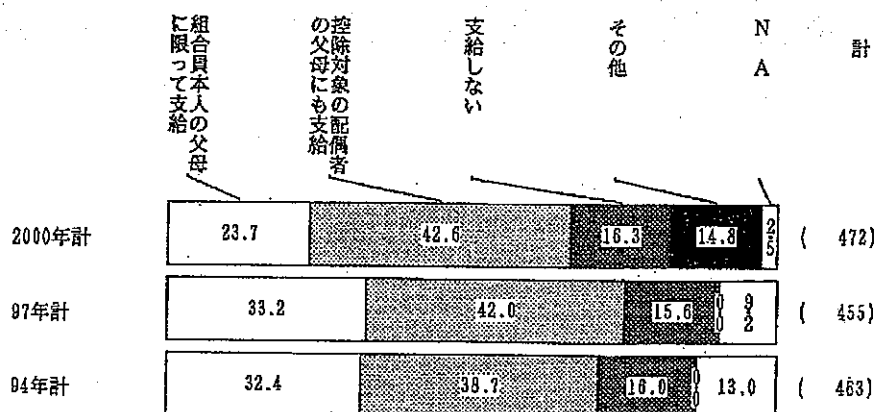
第1-7図 子どもへの支給(部門別、企業規模別)



③ 「扶養している父母」についての制限

「組合員本人の父母に限定」が23.7%であるのに対し、「配偶者の父母にも支給」が42.6%で、後者が大きく上回っている(第1-8図)。なお、「(父母については)支給しない」ところも16.3%ある。今回は「その他」の選択肢をもうけたところ、そこに14.8%の回答が集っており、その内容としては、60歳以上といった年齢制限が加わっているものが多くみられる。

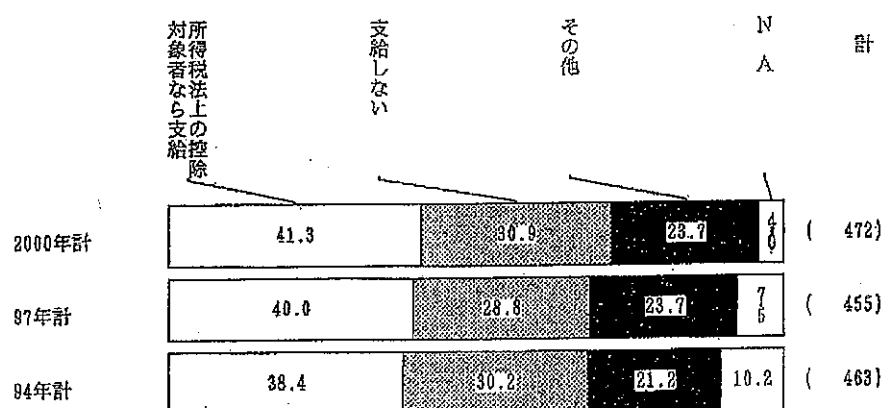
第1-8図 「扶養している父母」への支給(部門別、企業規模別)



④ [扶養しているその他の家族] についての制限

「所得税法上の控除対象者なら支給」が41.3%（第1-9図）、「その他」が23.7%となっている。「その他」の内容としては、2親等以内の直系親族や障害者などの規定がみられる。そして「支給しない」が30.9%となっている。これらも97年とあまり変わっていない。

第1-9図 「扶養しているその他の家族」に対する支給の有無（部門別、企業規模別）

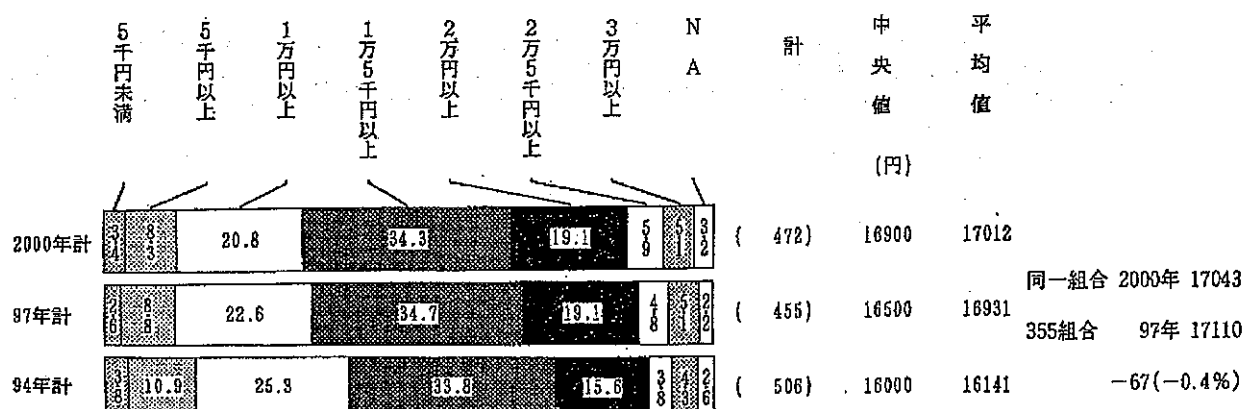


3. 扶養手当のモデル額

扶養手当モデル額として、本調査では配偶者（扶養1人目）、第1子（扶養2人目）、第2子（扶養3人目）、第3子（扶養4人目）の4つをとりあげている。主な特徴は次の通りである。（なお、97年からの伸びは同一組合のみの集計によって分析している）。

- ① 配偶者（扶養1人目）については1万円から2万5千円未満の間に回答の集中がみられ、その平均値は17,012円であり、97年調査と同一組合で比べると97年より-67円、0.4%減と横ばいである

第1-10図 扶養手当のモデル月額 扶養1人目・配偶者（部門別、企業規模別）



規模別でみると、規模が大きい方が金額もやや大きくなっている。また、部門別では資源・エネルギーと 化学・繊維、保険・金融が2万円台となっており、やや高い（第1-4表）。

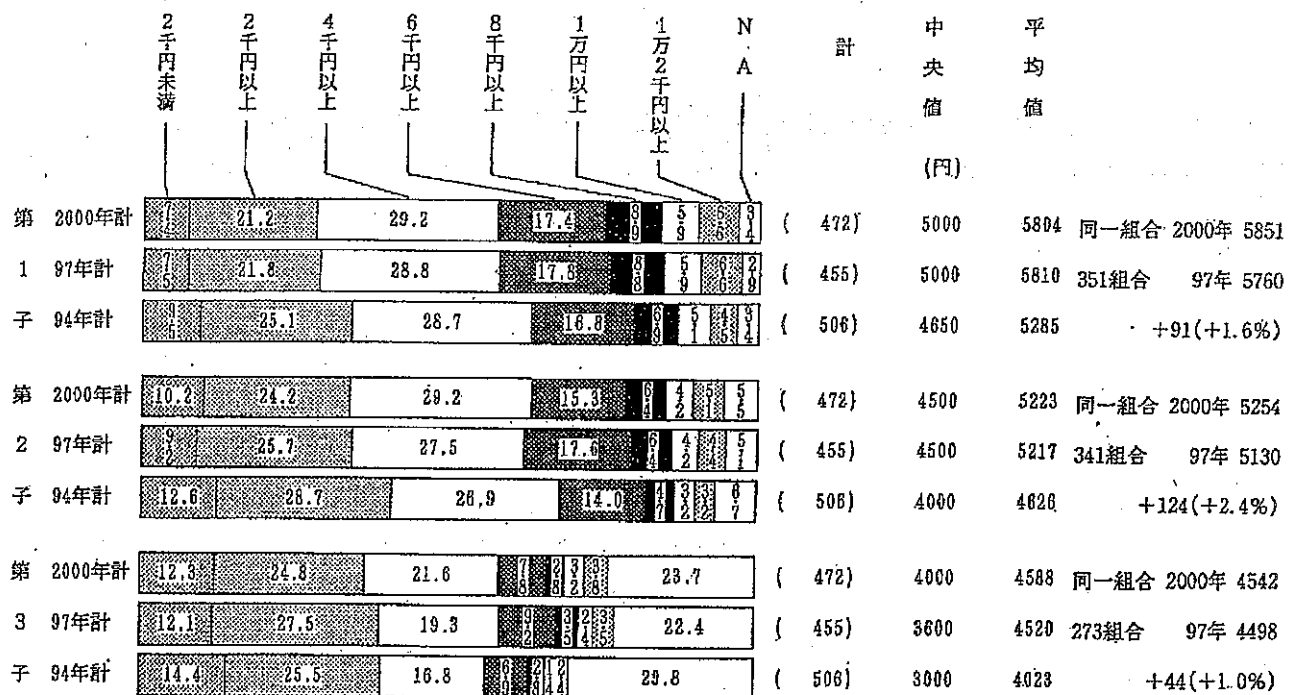
第1-4表 扶養手当モデル額

		円額扶 ・養 手 当 目 ・ 月	扶 養 2 人 目 ・ 円	扶 養 3 人 目 ・ 円	扶 養 4 人 目 ・ 円
2000年計		17,012 (457)	5,804 (456)	5,223 (446)	4,588 (360)
部門別	金属	15,906 (84)	4,599 (84)	4,237 (82)	3,669 (73)
	化学・繊維	20,381 (122)	7,430 (122)	6,882 (120)	6,396 (85)
	食品	16,605 (50)	5,345 (51)	4,965 (51)	4,773 (43)
	資源・エネルギー	21,482 (33)	8,835 (33)	6,583 (31)	5,930 (22)
	交通・運輸	13,077	4,072 (81)	3,561 (60)	3,083 (53)
	サービス・一般	12,810 (29)	5,703 (29)	5,231 (29)	3,682 (22)
	情報・出版	13,528 (18)	4,034 (16)	3,868 (14)	3,919 (13)
	商業・流通	16,250 (50)	5,050 (50)	4,663 (49)	4,232 (41)
	保険・金融	23,725 (4)	7,025 (4)	5,775 (4)	5,033 (3)
	建設・資材・林産	15,600 (6)	5,083 (6)	4,633 (6)	4,100 (5)
企業規模別	1万人以上	17,551 (66)	5,413 (66)	4,825 (62)	3,913 (53)
	3千～1万人未満	18,563 (129)	6,576 (129)	6,070 (126)	5,276 (97)
	1千～3千人未満	16,758 (166)	5,909 (166)	5,340 (163)	4,855 (130)
	1千人未満	14,996 (96)	4,841 (95)	4,159 (95)	3,768 (80)
参 考	国 営 企 業	配偶者 (扶1) 第1子 (扶2) 第2子 (扶3) 第3子 (扶4) 配偶者を欠く第1子	13,500 3,100 3,100 3,100 10,800	9,000 1,500 1,500 1,500 9,000	12,500 4,500 4,500 1,900 10,500
	林 野	11,000 2,500 2,500 2,500 10,000	9,000 1,500 1,500 1,500 9,000	12,500 4,500 4,500 1,900 10,500	11,000 2,500 2,500 2,500 10,000
	印 刷	(子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき郵政 4,000円、造幣 1,000円を加算)			
	造 幣				
	公 務				
	考				

() は回答件数
注：表中の+ (-) の記号は比率の差の検定で他グループより有意に多い (少ない) ことを示す

- ② 第1子 (扶養2人目) については2千円から1万円未満の間に集中がみられ、その平均値は5,804円であり、97年調査と同一組合で比べると91円、1.6%増となっている (第1-11図)。

第1-11図 扶養2人目・第1子（部門別、企業規模別）



③ 第2子（扶養3人目）についても2千円から1万円未満の間に集中がみられ、その平均値は5,223円で、97年調査と同一組合で比べると124円、2.4%増となっている。

④ 第3子（扶養4人目）についての記入は、第2子までと比べ、かなり少なく、76.3%にとどまる。そのモデル額は2千円未満から8千円未満までの間に回答が集中しており、その平均値は4,588円で、97年調査と同一組合で比べると44円、1.0%増となっている。

このように、妻の扶養手当額は横ばいであるが、これは、この間に男性高卒事務技術職35歳のモデル賃金が97年の325,359円から324,140円と0.4%減と横ばいである（「2000年連合・賃金一時金退職金調査」）ことに対応しているといえる。子どもの扶養手当も若干の手直し程度である。

○住宅手当

本章では、生活に関するもうひとつの基本的手当である住宅手当について検討していく。ここでいう住宅手当のなかには家賃補助を含み、両者が併用されている場合は合算されたもので回答を求めている。ただし、転勤者にのみ支給されるものについては除いている。

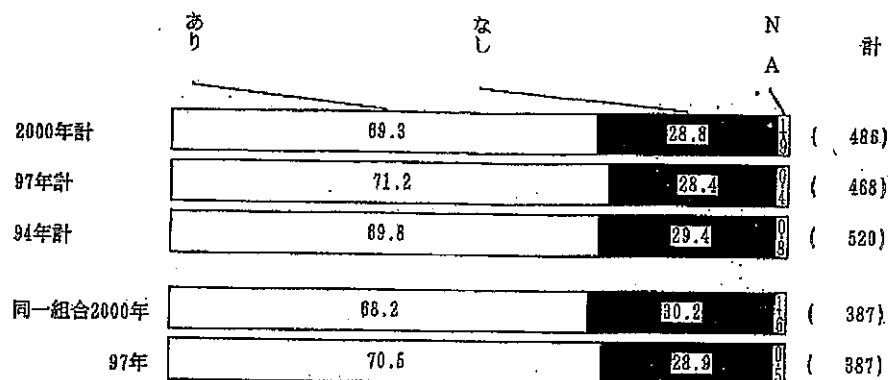
1. 住宅手当制度の有無とその内容

(1) 住宅手当制度の有無

住宅手当制度は「あり」が7割(69.3%)とかなり多くのところで導入されている(第3-1図)。これを97年と比べても大きな変化はない。

第3-1図 住宅手当制度の有無

(部門別、企業規模別)



部門別にみると、化学・繊維の導入率は9割と高く、サービス・一般も8割強と高いのに対し、商業・流通、交通・運輸、資源・エネルギー、金属は5割台で低いなど部門間で違いがみられる(第3-1表)。また、企業規模別では、1万人以上で6割弱と低くなっている。

第3-1表 住宅手当制度の有無

	あり	なし	N	計
			A	
2000年計	69.3	28.8	1.9	486
部門別				
金属	57.1	40.7	2.2	91
化学・繊維	90.4	8.8	0.8	125
食品	78.8	21.2	...	52
資源・エネルギー	56.4	43.6	...	39
交通・運輸	52.4	44.4	3.2	63
サービス・一般	84.4	15.6	...	32
情報・出版	64.7	23.5	11.8	17
商業・流通	51.9	46.3	1.9	54
保険・金融	80.0	20.0	...	5
建設・資材・林産	75.0	12.5	12.5	8
企業規模別				
1万人以上	57.3	40.0	2.7	75
3千~1万人未満	66.4	32.8	0.7	137
1千~3千人未満	73.0	24.1	2.9	174
1千人未満	76.0	23.0	1.0	100
参 国営企業	○			
考 公務	○			

注：表中の+(-)の記号は比率の差の検定で他グループより有意に多い(少ない)ことを示す

(2) 住宅手当制度の内容

第3-2表 支給条件 支給対象者

(部門別、企業規模別)

① 住宅手当の支給対象者

住宅手当の支給対象者については、既未婚、扶養者の有無、世帯主か否かなどを組合せた5つのモデルを設定し、該当するものすべてに記入を求めた。その結果、住宅手当の支給対象になる比率は第3-2表の通りである。

	主 扶 養 者 の い る 世 帯	主 扶 養 者 の い ない 世 帯	単 身 独 立 生 計 者	主 扶 養 者 の い る 非 世 帯	主 扶 養 者 の い ない 非 世 帯	N A	計	回 答 累 計
2000年計	95.8	78.0	78.0	42.1	36.2	2.4	337	330.3
97年計	96.4	79.9	79.6	42.1	36.2	2.1	333	349.5
94年計	97.0	77.1	78.8	46.6	35.5	1.9	363	335.0

※網かけ下実線は2000年計との差が5ポイント以上多いこと、下破線は5ポイント以上少ないことを示す
※網かけ下太実線は2000年計との差が15ポイント以上多いこと、下太破線は15ポイント以上少ないことを示す

このように、住宅手当の支給対象は、世帯主（単身独立生計者を含む）と非世帯主とでまず区分されることがわかる。世帯主の場合は支給対象としている比率が8割程度と高いのに対し、非世帯主の場合は5割以下で低い。また、扶養者のいる場合といない場合とでも比率の差がみられる。97年と同一組合で比べると、「扶養者のいない非世帯主」が6ポイント、「扶養者のいる非世帯主」が10ポイント減少しているが、94年調査とは似たような結果になっている。

企業規模別では規模が大きいほど支給対象の制限が強いという傾向がみられる（第3-3表）。

第3-3表 支給条件

	支給対象者							支給対象となる住居の種類						
	主 扶 養 者 の い る 世 帯	主 扶 養 者 の い ない 世 帯	単 身 独 立 生 計 者	主 扶 養 者 の い る 非 世 帯	主 扶 養 者 の い ない 非 世 帯	N A	計	借 家	自 宅	親 の 家	社 宅	独 身 寮	N A	計
2000年計	95.8	78.0	78.0	42.1	36.2	2.4	337	97.3	85.5	52.8	22.3	19.3	0.9	337
企業規模別														
1万人以上	95.3	69.8	62.8	44.2	23.3	4.7	43	97.7	74.4	41.9	16.3	14.0	...	43
3千～1万人未満	94.5	72.5	76.9	34.1	29.7	2.2	91	98.9	83.5	50.5	16.5	14.3	1.1	91
1千～3千人未満	96.9	82.7	81.9	43.3	37.8	1.6	127	96.9	86.6	50.4	25.2	23.6	0.8	127
1千人未満	96.1	81.6	81.6	48.7	48.7	2.6	76	96.1	92.1	65.8	27.6	21.1	1.3	76
参 考	借家・借間及び持家者に支給（但し、公務員宿舍貸与者には支給されない）。支給条件は一般国家公務員に準じている。													
	借家・借間に居住し一定以上の家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に支給。支給条件は①借家・借間居住者の場合、月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員。②自宅居住者の場合、自ら所有している住居に居住している職員で世帯主を条件としている。③居住地による条件は設けられていない。													

注：表中の+（-）の記号は比率の差の検定で他グループより有意に多い（少ない）ことを示す

② 支給対象となる住居の種類

住宅手当の支給対象となる住居の種類をみると、借家については97.3%とほとんどのところで支給されており、自宅についても85.5%と高い（第3-4表）。これが親の家になると52.8%に下がる。また、社宅（22.3%）や独身寮（19.3%）居住者にも支給するところが約2割ある。これらの傾向は97年調査とあまり変わっていない。

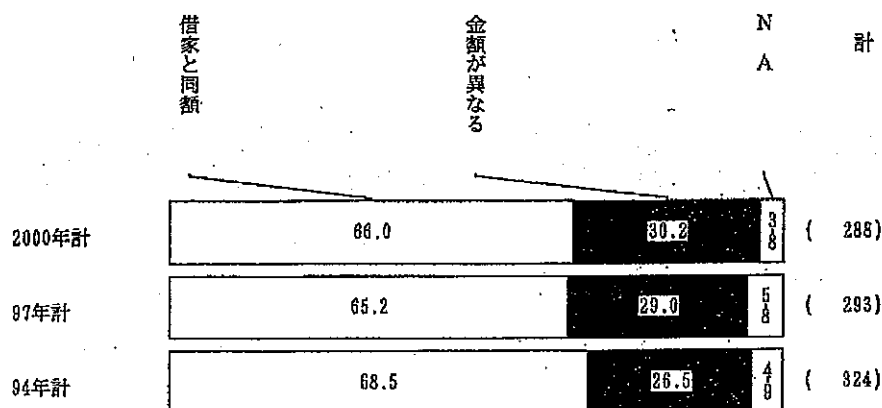
第3-4表 支給対象となる住居の種類（部門別、企業規模別）

	借家	自宅	親の家	社宅	独身寮	N A	計	回答 累計
2000年計	97.3	85.5	52.8	22.3	19.3	0.9	337	277.2
97年計	96.7	88.0	56.5	24.0	23.1	1.2	333	288.3
94年計	97.5	89.3	58.8	21.8	18.7	0.8	363	285.4

※網かけ下実線は2000年計との差が5ポイント以上多いこと、下破線は5ポイント以上少ないことを示す
 ※網かけ下太実線は2000年計との差が15ポイント以上多いこと、下太破線は15ポイント以上少ないことを示す

ところで、このうち自宅が支給対象となっているところに対しては、その支給額と借家への支給額との関係を尋ねている。「借家と同額」が66.0%と多数であるが、「金額が異なる」も30.2%と少なくない。この点も97年と同様である（第3-2図）。なお、規模別では違いがみられ、小さいほど、「同額」の比率が高くなっている（第3-5表）

第3-2図 自宅と借家の支給額の区分（部門別、企業規模別）



第3-5表

自宅と借家の支給額の区分 居住地の条件

	借家と 同額	金額が 異なる	N A	計	別 都市部と 地方の区 別なく支給	都市部 のみ支給	給 都市部と 金額に差 がある	都市部 と地方で 支給	その他	N A	計
2000年計	66.0	30.2	3.8	288	53.1	2.4	40.4	3.3	0.9		337
企業規模別											
1万人以上	56.3	40.6	3.1	32	37.2	4.7	53.5	4.7	...		43
3千～1万人未満	61.8	35.5	2.6	76	42.9	2.2	51.6	1.1	2.2		91
1千～3千人未満	60.0	33.6	6.4	110	52.0	3.1	39.4	5.5	...		127
1千人未満	84.3	14.3	1.4	70	76.3	...	21.1	1.3	1.3		76

注：表中の+（-）の記号は比率の差の検定で他グループより有意に多い（少ない）ことを示す

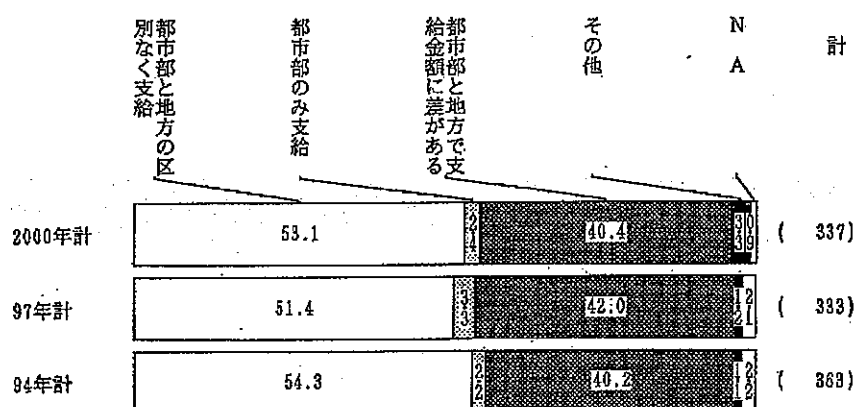
③ 居住地の条件

第3-3図 居住地の条件（部門別、企業規模別）

居住地の条件（都市部と地方とでの区別の有無）をみると、「都市部と地方の区別なく支給」（53.1%）と「都市部と地方で支給額に差がある」（40.4%）とで2分されている（第3-3図）。なお後

者の変型である「都市部のみ支給」（2.4%）はわずかである。この点は97年と比べてもあまり変わっていない。

企業規模別では違いがみられ、1千人未満では7割が都市部と地方の区別なく支給されているのに対し、1万人以上になると、この比率は4割に下がり、支給額に差を設けているところが多数である。



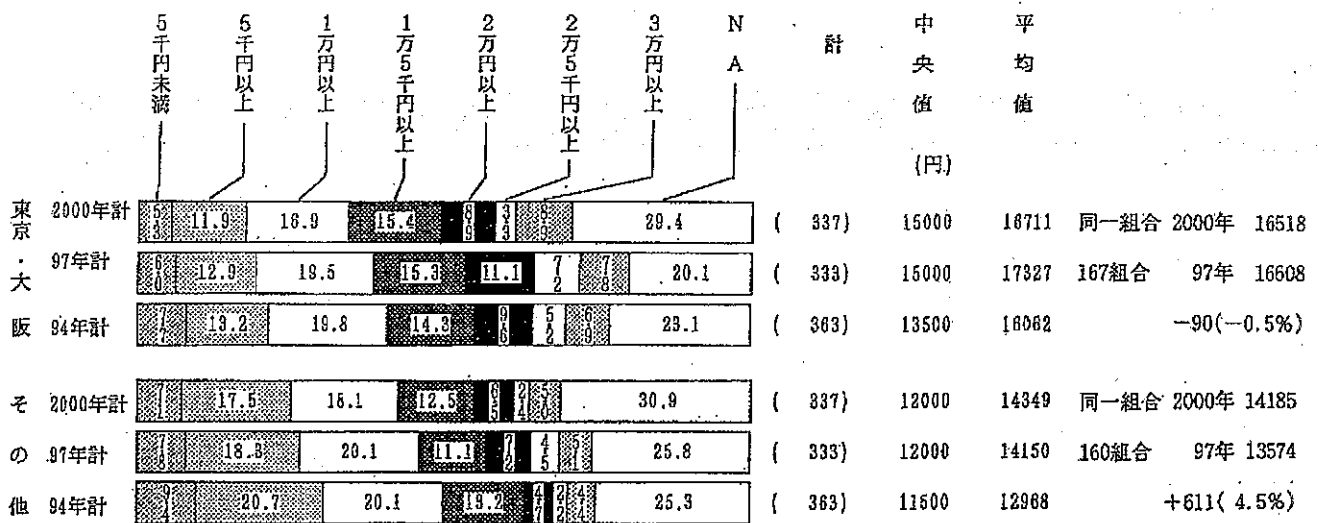
2. 住宅手当のモデル額

住宅手当のモデル額は、扶養者のある世帯主と単身独立生計者について、東京・大阪地区と「その他の市」に分け、住居の種類ごとに記入を求めた。

(1) 扶養者のある世帯主

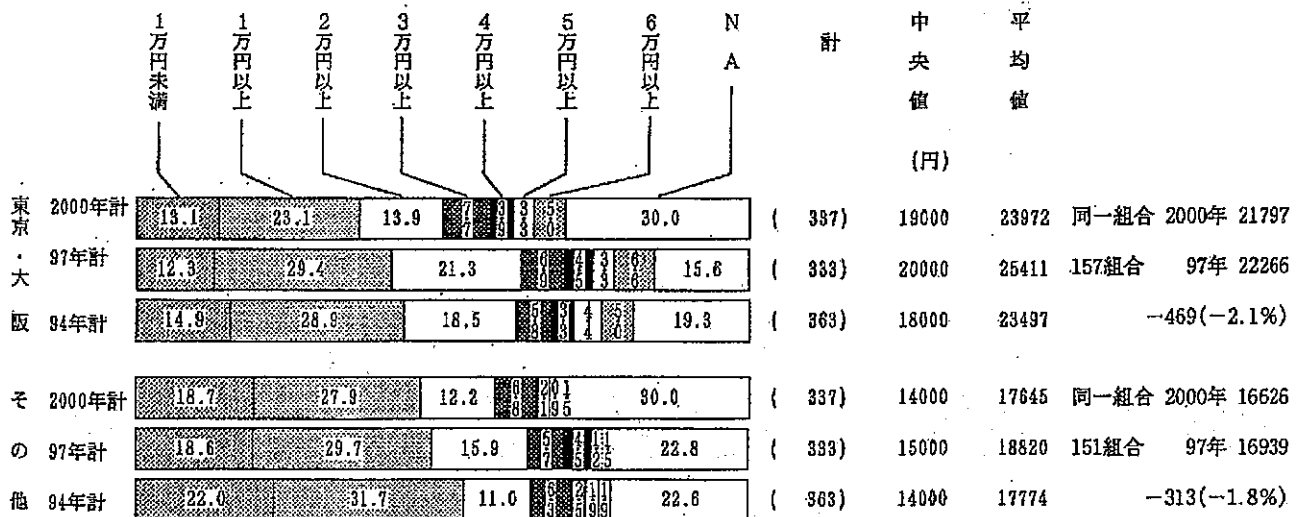
- ① まず自宅居住者のモデル額をみると、東京・大阪地区では、5千円以上から3万円未満に分布が集中しており、平均値は16,711円で97年と同一組合で比べると-90円、0.5%減と横ばいである。（第3-4図）。「その他の市」の分布も、5千円以上から～3万円未満の間に分布が集中しているが、平均値は14,349円であり、97年と同一組合で比べると611円、4.5%増となっている。

第3-4図 モデル手当月額 扶養者のいる世帯主 自宅（部門別、企業規模別）



② 借家居住者のモデル額の分布は、東京・大阪地区では1万円未満から6万円未満の間に分布が集中しており、平均値は23,972円で97年と同一組合で比べると-469円、2.1%減となっている（第3-5図）。

第3-5図 借家（部門別、企業規模別）



「その他の市」は1万円未満から4万円未満の間に集中しており、平均値は17,645円で、97年と同一組合で比べると-313円、1.8%減となっている。

東京・大阪の場合を部門別にみると、交通・運輸とサービス・一般、保険・金融が2万円を下回ってやや低い（第3-6表）。また、規模別でみると違いがあり、1千人未満と3千人以上では1万円程度の開きがある。

以上みたように、「その他の市」の自宅居住者への手当額は増額になっているものの、概ね、手当額は横ばいないし若干減額となっている。

第3-6表 住宅手当モデル額（有扶養者）

		東京・大阪		その他の市	
		自宅	借家	自宅	借家
2000年計		16,711 (238)	23,972 (236)	14,349 (233)	17,645 (236)
部門別	金属	11,195 (31)	25,214 (45)	9,382 (32)	14,835 (43)
	化学・繊維	17,480 (97)	26,455 (76)	16,837 (97)	20,103 (78)
	食品	20,012 (25)	24,907 (30)	15,023 (22)	19,200 (29)
	資源・エネルギー	21,195 (13)	24,565 (16)	17,522 (15)	18,446 (19)
	交通・運輸	13,485 (27)	18,030 (23)	10,993 (25)	14,432 (23)
	サービス・一般	14,000 (15)	14,538 (13)	9,975 (12)	11,125 (12)
	情報・出版	19,757 (7)	29,600 (8)	17,017 (6)	26,014 (7)
	商業・流通	20,900 (15)	22,676 (17)	14,588 (17)	16,806 (18)
	保険・金融	13,000 (2)	15,000 (3)	13,000 (2)	15,000 (3)
	建設・資材・林産	17,833 (6)	20,200 (5)	9,200 (5)	14,000 (4)
企業規模別	1万人以上	13,948 (26)	28,008 (30)	10,025 (28)	17,446 (29)
	3千～1万人未満	18,201 (62)	24,715 (66)	14,917 (61)	18,301 (66)
	1千～3千人未満	17,455 (93)	26,359 (86)	16,392 (88)	19,934 (85)
	1千人未満	15,139 (57)	17,020 (54)	12,681 (56)	13,501 (56)

注：表中の+（-）の記号は比率の差の検定で他グループより有意に多い（少ない）ことを示す

（参考）住宅手当のモデル手当額

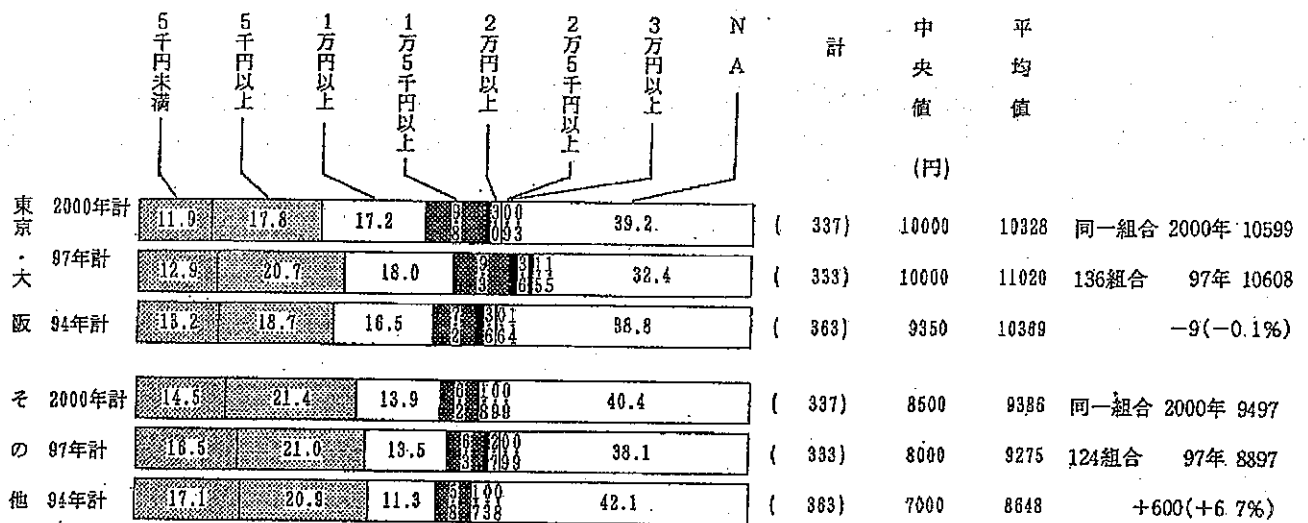
（国営企業、公務）

国営企業	①借家・借間の場合—家賃に応じ月額最高27,000円（対応家賃55,000円以上）まで支給。 ②持者の場合—月額1,000円（新築または購入した住宅は取得後5年間は2,500円）。
公務	①借家・借間の場合—家賃が月額23,000円以下の場合は12,000円を控除した額。23,000円以上55,000円未満の場合は、家賃から23,000円を控除した額の2分の1の額に11,000円を加算した額。55,000円以上の場合は27,000円。 ②自宅の場合—月額1,000円。新築または購入した住宅については5年間2,500円。 ③単身赴任者の留守宅で①に該当する場合にはその2分の1の額。 ④公務員宿舎の場合は、支給対象になっていない。

（2）単身独立生計者

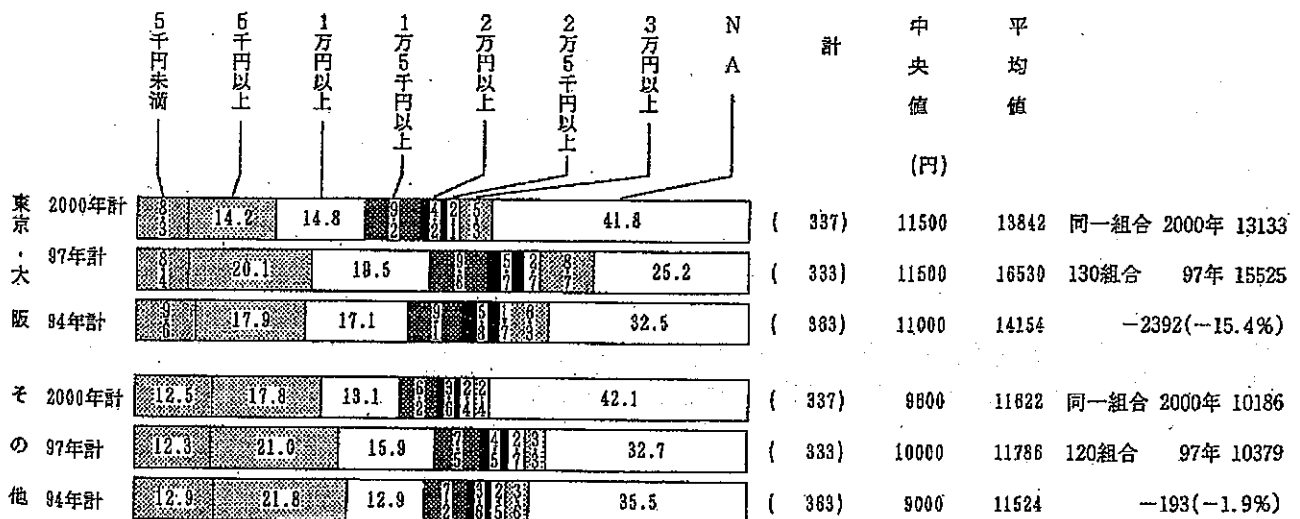
- ① 自宅居住者の場合、モデル額をみると、東京・大阪地区では5千円未満から2万円未満に分布が集中しており、平均値は10,328円、97年と比べ、-9円、0.1%減と横ばいである（第3-6図）。「その他の市」では、平均値が9,386円で97年と比べて600円、6.7%増である。

第3-6図 単身独立生計者 自宅（部門別、企業規模別）



- ② 借家居住者の場合、東京・大阪地区では5千円以上から3万円未満に分布が集中しており、平均値は13,842円で、97年と比べ、-2,392円、15.4%減となっている（第3-7図）。「その他の市」では平均値が11,622円で97年と比べ、-193円、1.9%減となっている。

第3-7図 借家（部門別、企業規模別）



企業規模別にみると、東京・大阪の場合、千人未満が1万2千円であるのに対し、1万人以上が1万4千円でやや多い程度である（第3-7表）。

以上みてきたように、単身者の場合も、「その他の市」の自宅居住者の手当はやや増となっているが、他は概ね頭打ちとなっている。

第3-7表 住宅手当モデル額（単身独立生計者）

	東京・大阪		その他の市	
	自宅	借家	自宅	借家
2000年計	10,528 (205)	13,842 (196)	9,386 (201)	11,622 (195)
部門別				
金属	7,900 (27)	14,016 (38)	6,462 (28)	8,698 (34)
化学・繊維	10,502 (83)	13,596 (82)	10,198 (83)	11,448 (63)
食品	11,224 (23)	15,229 (26)	9,710 (20)	12,364 (25)
資源・エネルギー	13,933 (12)	15,438 (13)	11,734 (14)	11,943 (15)
交通・運輸	7,710 (24)	11,178 (21)	6,432 (23)	12,801 (22)
サービス・一般	10,200 (13)	9,000 (13)	7,273 (11)	7,283 (12)
情報・出版	13,117 (6)	20,786 (7)	13,262 (6)	19,939 (7)
商業・流通	11,862 (13)	15,157 (14)	9,908 (13)	12,200 (14)
保険・金融	13,500 (1)	13,500 (1)	13,500 (1)	13,500 (1)
建設・資材・林産	14,333 (3)	15,333 (3)	25,500 (2)	33,500 (2)
企業規模別				
1万人以上	7,935 (18)	13,912 (19)	6,241 (20)	10,745 (20)
3千～1万人未満	9,313 (55)	13,037 (56)	8,437 (53)	11,171 (54)
1千～3千人未満	11,542 (79)	15,699 (72)	10,827 (76)	12,209 (71)
1千人未満	10,387 (53)	12,007 (49)	9,457 (52)	11,628 (50)

注：表中の+（-）の記号は比率の差の検定で他グループより有意に多い（少ない）ことを示す

(3) 住居区分、地域区分、扶養区分別にみた手当額

ところで、住宅手当については住居の種類間、地域間にどのような関係がみられるのであろうか。平均値をもとに、結果を再度整理すると、住居の種類によるモデル額の設定は借家を基準とした場合、自宅は7～8割である。また地域間の関係は東京・大阪地区を基準とした場合、「その他の市」は7～9割となっている。また、世帯主を基準とした場合、単身独立生計者は6～7割である。

(4) 自宅と借家の区分の扱い別にみた手当額

東京・大阪地区に住む扶養者のある世帯主の場合でみると、借家と自宅の金額が異なる場合は、借家31,900円に対し、自宅16,239円であり、後者は前者の50.9%の水準となっている（第3-8表）。「その他の市」の場合は65.0%、東京大阪地区の単身者の場合は55.1%、「その他の市」の場合は65.0%である。したがって、自宅・借家の区分がある場合、前者は後者の5～6割に設定されているようである。

第3-8表 住宅手当 (平均値)

(自宅と借家の支給額の区分別)

	件数	有扶養者				単身独立生計者			
		東京・大阪地区		その他の市		東京・大阪地区		その他の市	
		自宅 円	借家 円	自宅 円	借家 円	自宅 円	借家 円	自宅 円	借家 円
計	288	16,711 (238)	22,787 (203)	14,349 (233)	17,201 (207)	10,328 (205)	13,272 (176)	9,386 (201)	11,396 (176)
(1)借家と同額	190	16,992 (154)	19,023 (136)	14,222 (152)	14,855 (138)	10,537 (141)	11,688 (123)	9,136 (137)	9,942 (122)
(2)金額が異なる	87	16,239 (76)	31,900 (61)	14,596 (73)	22,469 (63)	9,752 (56)	17,702 (47)	9,791 (56)	15,056 (48)

注: () 内は件数

また、区別がない場合は、東京・大阪地区に住む扶養者のある世帯主の場合でみると自宅1万7千円、借家1万9千円である(回答組合数異なるので金額も異なっている)。したがって、借家では、区別がある場合に比べて1万3千円低い。これに対して、自宅は区分がある場合とない場合とでは、1千円しか差がない。

(5) 都市部と地方の区分の扱い別にみた手当額

扶養者のある世帯主(借家)で、区別がなく支給の場合をみると、東京・大阪地区で18,295円、「その他の市」で16,035円となっている(回答組合数に違いがあるので実際にはやや差がある)(第3-9表)。これに対し、支給金額に差がある場合、東京・大阪地区で30,865円、「その他の市」で20,020円であり、前者は後者の1.5倍となっている。「その他の市」でも区分がない場合より、ある場合の方が金額は大きくなっているから、都市部の手当額は地方をベースにして、水準を上乗せをしていることがうかがえる。

第3-9表 住宅手当 (平均値)

(居住地の条件別)

	件数	有扶養者				単身独立生計者			
		東京・大阪地区		その他の市		東京・大阪地区		その他の市	
		自宅 円	借家 円	自宅 円	借家 円	自宅 円	借家 円	自宅 円	借家 円
計	337	16,711 (238)	23,972 (236)	14,349 (233)	17,645 (236)	10,328 (205)	13,842 (196)	9,386 (201)	11,622 (195)
(1)都市部と地方の区別なく支給	179	15,009 (128)	18,295 (127)	14,027 (123)	16,035 (130)	9,716 (114)	11,345 (109)	9,327 (109)	10,525 (109)
(3)都市部と地方で支給金額に差がある	136	19,220 (99)	30,865 (95)	15,052 (102)	20,020 (98)	11,380 (82)	17,271 (77)	9,624 (85)	13,195 (78)

P5 ~ P21 出典:

日本労働組合総連合会

「諸手当に関する調査(2000年度)」

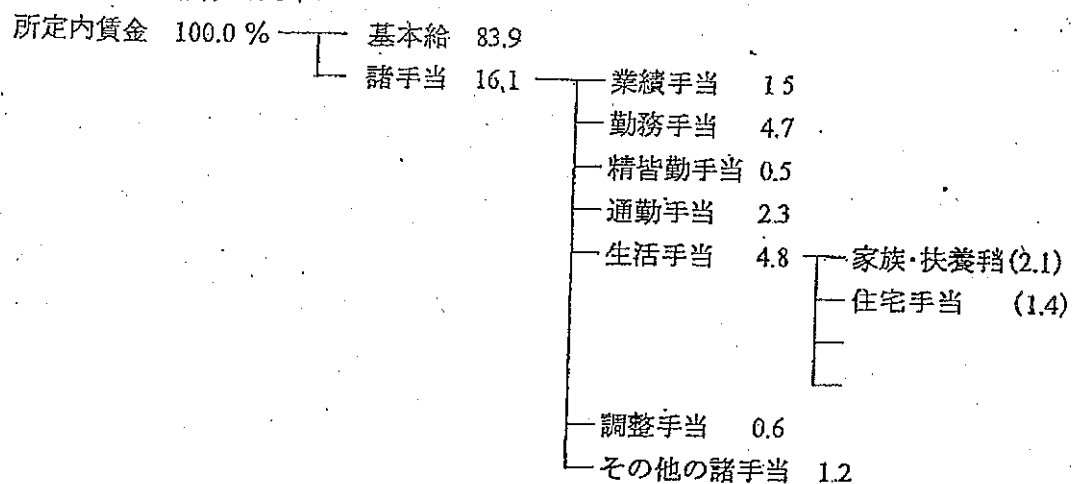
(参考)

家族・扶養手当の諸手当に占める割合は第2位（除く通勤手当）

～労働省賃金労働時間制度等総合調査1999年から～

所定内賃金とは、決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与（時間外・深夜・休日出勤手当等）を引いたもの

<所定内賃金の構成と比率>



※上記のように女性の大半が受給していない家族手当は2.1を占め、諸手当に占める割合は勤務手当（役付手当など）に次ぐ第2位（除く通勤手当）となっている。

ワーキングチーム研究経過報告

1. ワーキングチームの研究手順

ワーキングチームは、次の手順で税制、社会保障制度、雇用システムに係るモデルケース別の受払、および、これらを変更した場合の受払の変化を推計する。

- ①国内外の税制、社会保障制度等の現状を文献等で調査する。
- ②雇用システムについて、配偶者手当等をアンケート調査の実施等により調査する。
- ③女性のライフコース別のモデルケースごとに、①で調べた我が国の配偶者控除、配偶者特別控除等の税制、第3号被保険者制度、遺族年金等の社会保障制度、②のアンケート調査結果等を用いて受払を推計する。
- ④女性のライフコース別のモデルケースごとに、①で調べた外国の制度等を参考にして、③の税制、社会保障制度、雇用システムを変更した場合の受払の変化を推計する。

2. 研究経過

現在、1. の①国内外の税制、社会保障制度等の現状の調査を行っている。具体的には、各国の税、社会保険料等に関する「家族に対する政策的配慮」を、OECDの **Taxing Wages** (1999-2000) に基づいて調べているところであり、以下は暫定的なものである。

また、1. の②について、アンケート調査を実施中である。

OECD Taxing Wages : 各国の人的所得控除制度や税額控除制度、社会保険料等がわかる。いくつかのケースについて実際の計算例あり。

なお、社会保険料については、税制ほど「家族に対する政策的配慮」の記述は詳しくないが、再分配の程度を数量的に確認することは可能である。

(1) 各国の税制、社会保険料等 (OECD Taxing Wages 1999-2000 より)

	オーストラリア	ドイツ	スウェーデン	イギリス	日本
平均所得	39,817AUD 約 2,926,731 円	60,856 マルク 約 3,776,069 円	220,644 クローネ 約 3,041,919 円	17,780 ポンド 約 3,277,217 円	4,127,380 円
課税単位	個人単位	単位は選択制、 多くは合算制	個人単位	個人単位	個人単位
所得控除	基礎控除 5400AUD。 社会保険料控除なし。	基礎控除なし。 社会保険料、年金、生保等に対して所得控除あり。	基礎控除平均 8700 クローネ。配偶者、子どもに控除なし。 年金、生保等の控除平均 18200 クローネ。	基礎控除一人当たり 4335 ポンド。Marital status 1970 ポンド。子のいるシングルにはもう 1970 ポンド。 社会保険料控除なし。企業年金、生保払込の 12.5% 控除。	基礎控除 38 万円、配偶者控除 38 万円、配偶者特別控除最大 38 万円、被扶養親族 1 人につき 38 万円。 社会保険料控除(全額)、生命保険料、個人年金保険料控除(～5 万円)
税額控除	扶養配偶者控除 1340AUD。扶養児童のある場合 1452 AUD。この金額は被扶養配偶者の所得増に応じて減額。	第 1 子、第 2 子に 3000 マルク、第 3 子に 3600 マルク、第 4 子以降に 4200 マルクの税額控除。	所得 135000 クローネ以下のときに 1320 クローネ。それを越えると超えた分の 1.2% 減。	反映されるものはない。	配当控除、外国税額控除、住宅借入金当に関する税額控除(今回のテーマには関係なし)。
地方税	地方所得税なし。	地方所得税なし。	基礎控除は国と同じ(平均 8700 クローネ)。	地方所得税なし。	課税所得は国の所得税とほぼ同じ。
社会保険料	なし。ただし、Medicare 税がある。個人の課税所得の 1.5%。	年金 9.85% 医療 6.8% 失業保険 3.25% 介護 0.85% 事業主も同額。	6.95%。	週給 66 ポンド以下保険料免除、週給 66～500 ポンドで 10% (国の報酬比例年金に加入の場合)、8.4%(適用除外の場合)。	年金 8.675% (+ボーナスの 0.5%)、医療 4.25%(+ボーナスの 0.3%)、失業 0.4%
普遍的現金給付	児童に対して第 1,2,3 子に 24AUD、第 4,5 子 ～ に 31,9AUD (2 週間)。所得制限あり。	子についてなし。	子 1 人あたり 9000 クローネ。	子 1 人当たり児童手当 16 歳まで週 14.40、第 2 子以降週 9.6	(所得制限付き) 児童手当(第 1,2 子 5000 円、第 3 子以降 1 万)

(2) OECD Taxing Wages の計算例 (被扶養配偶者への配慮)

オーストラリア、スウェーデン、イギリス、ドイツ、アメリカ、日本について配偶者の一方が平均的な収入で他方の配偶者の収入が0の場合をケース a、3分の1の場合をケース b、3分の2の場合をケース c とし、各国の制度に従い、それぞれのケースについて計算したものである。a、b、c、と数値に増加傾向がある場合は、被扶養配偶者への配慮が制度的になされているものと推定される。

各世帯の粗賃金に占める割合

	税			社会保険料			税+社会保険料			税+社会保険料 -現金給付		
	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c
オ	22.2	20.2	21.7	1.5	1.1	1.5	23.7	21.4	23.2	16.1	19.0	21.3
ス	27.2	26.1	26.2	6.9	6.9	6.9	34.1	33.0	33.2	26.0	26.9	28.3
イ	15.2	12.1	14.3	8.1	7.1	7.7	23.3	19.2	22.0	16.2	14.0	17.8
ド	0.0	7.7	12.6	20.8	20.8	20.8	20.7	28.5	33.3	20.7	28.5	33.3
ア	7.4	11.4	13.6	7.7	7.7	7.7	15.0	19.1	21.2	15.0	19.1	21.2
日	1.5	3.3	4.2	10.0	10.0	10.0	11.5	13.3	14.2	11.5	13.3	14.2

(オ: オーストラリア、ス: スイス、イ: イギリス、ド: ドイツ、ア: アメリカ、日: 日本)

a: 粗賃金100%+0% (男女合わせた平均賃金に対する比率)、カップル子2人

b: 粗賃金100%+33%、カップル子2人

c: 粗賃金100%+67%、カップル子2人

計算例によれば、ドイツ、アメリカ、日本は、片働き世帯が共働き世帯にくらべて税負担率や総合的な負担率が低く、被扶養配偶者への配慮があるように見える。

一方、(1) でみたように、制度的に配慮しているのは日本、イギリス、オーストラリアである。この違いの要因として、これらの計算例は、妻の就業に伴い世帯所得が増加するため、世帯所得が異なることの税、社会保険料への影響が含まれることが考えられる。したがって、被扶養配偶者への配慮をみるためには、同じ世帯所得で比較する必要がある。

3. 当面の研究予定

2. 「研究経過」(1)、(2)の作業をさらに進め、その作業結果を踏まえて、同じ(世帯)所得での被扶養配偶者への配慮を更にケース分けして国際比較的に明らかにする。

この結果は、1. 「研究手順」③、④の予備作業としての意味を持つ。

方法：1. 以下のケースごとに各国の税・社会保険料、社会保障給付を計算し、比較する(それぞれについて子0,1,2人)

2. 「妻」に関わる所得控除、税控除それぞれの割合を計算する。

ケース1：世帯所得が平均賃金所得の3分の2の場合

1-1 夫－平均賃金所得の67%、妻－専業主婦

1-2 夫－平均賃金所得の33%、妻－33%

ケース2：世帯所得が平均賃金所得と同一の場合

2-1 夫－平均賃金所得の100%、妻－専業主婦

2-2 夫－平均賃金所得の67%、妻－33%

2-3 夫－平均賃金所得の50%、妻－50%

ケース3：世帯所得が平均賃金所得の3分の4の場合

3-1 夫－平均賃金所得の133%、妻－専業主婦

3-2 夫－平均賃金所得の100%、妻－33%

3-3 夫－平均賃金所得の67%、妻－67%

ケース4：世帯所得が平均賃金所得の3分の5の場合

4-1 夫－平均賃金所得の167%、妻－専業主婦

4-2 夫－平均賃金所得の100%、妻－67%

4-3 夫－平均賃金所得の133%、妻－33%

ライフスタイルの選択に影響が多い社会制度・慣行：日本の場合

1. 比較社会政策論から見た日本の社会制度・慣行の型

社会政策（社会保障、税制、労働政策、労使関係、住宅、教育）の類型論

(1) breadwinner/individual model (別表)

(2) 「脱家父長制化」：雇用平等のための規制がどの程度制度化されているか、税・社会保険料を負担する単位が世帯でなく個人になっているか、遺族給付が廃止されているか、育児休業などの家族支援がどの程度制度化されているか、

家計／個人への帰着と成果の見極めは今後の課題

(3) Korpi の類型論¹⁾

①ジェンダー化された福祉国家制度 (gendered welfare state institutions) の理念型と指標

「一般的な家族支援 (general family support)」

…a. 年少児童への児童手当の対純平均賃金比

b. 年少扶養控除・専業主婦控除などの家族税給付の比重 (単身者と片稼ぎ2子家族の税引き後所得の差額が単身者の平均純賃金に占める割合)

c. 3歳一就学年齢の児童への公的保育サービス (保育所定員の対人口比)

「共稼ぎ支援 (dual-earner support)」

…a. 0-2歳児への公的保育サービス (保育所定員の対人口比)

b. 有給の出産休暇 (従前賃金代替率、給付期間、カバレッジの組合せ)

c. 有給の父親休暇 (幼児の父親の有給休暇の寛大さを順位づけ)

d. 高齢者への公的ホームヘルプ (65歳以上の在宅生活を支援するサービスの受給者比率)

「市場志向 (market-oriented)」…上記の2指標が低い

結果は表2

②主要社会保険制度の構造にもとづく類型²⁾

「限定 (targeted)」／「国家コーポラティスト (state corporatist)」

「基礎保障 (basic security)」／「包括 (encompassing)」

③2つを組み合わせると表6

¹⁾ Korpi, Walter, "Faces of Inequality: Gender, Class, and Patterns of Inequalities in Different Types of Welfare States," *Social Politics*, Vol. 7, No. 2, Summer 2000, pp.127-191.

²⁾ Korpi, Walter, and Joakim Palme, "The Paradox of Redistribution and the Strategy of Equality: Welfare State Institutions, Inequality and Poverty in the Western Countries," *American Sociological Review*, No. 63, pp.661-687.

日本は、国家コーポラティスト型の社会保険制度と市場志向のジェンダー政策。
ジェンダー不平等は高く、これは仮説に反するケース

4. 制度ごとの国際比較で見る現状

①国民年金の第3号被保険者

保険料拠出なしで被扶養配偶者自身の年金を支給するのは、日本、米国、英国

日本の基礎年金満額は英米の配偶者給付より高い

保険料拠出なしで一定の加給は、フランス（月 6000 円強）

自らの保険料拠出のない者に給付しないのは、ドイツ、スウェーデン

ドイツでは夫婦間の年金分割、スウェーデンでは最低保証年金

被扶養と認められるための年収の限度額

②遺族厚生年金： 男女で明文的な差別、「掛け捨て」問題

③健康保険（介護保険）：雇用者の被扶養配偶者は拠出なしで受給

④失業保険

給付は OECD 諸国で最低の手厚さ（賃金代替率は 30%、給付期間は最短）

パート等加入しない雇用者が多く、受給者の女性比率は雇用者女性比率より相当に低い

⑤生活保護

OECD 諸国で最も限定された支給（給付基準もさほど高くない）

「補足性原理」の強さは母子世帯にとって過酷

⑥児童支援パッケージ（CBP）

（児童手当、扶養家族に関して税を軽減する所得税制、住宅費を軽減させる給付、

保健医療費を軽減させる給付やサービス、保育・教育費を軽減させる給付やサービス）

子どものいない家族の総所得にたいして CBP が占める比率：

日本は、企業が支給する家族手当の扶養児童分を含めても、ギリシャ、ポルトガル、スペインなどと並んで低い

CBP が高い国は所得制限のない児童手当制度をもつ

税制が CBP に占める比重は比較的高所得者で大きい

日本では住宅費が格段に重く住宅費を控除すると CBP はマイナスとなる（住宅費を軽減する給付がない）

低所得者にとっては住宅費、比較的高所得者にとっては住宅費と教育費が大きい

1982～92 年の出生率の変化を見ると、CBP の低い国で出生率が低下した

⑦税制：個人単位だが、人的控除による「家族配慮」大

小括

日本の家計は世帯主勤め先収入への依存度が高い。賃金制度（年功制、男女賃金格差）ばかりでなく、社会保障・税制の影響も大きい。税・社会保障による所得移転の累進度は低い。

Table 10.1 *Dimensions of variation of the breadwinner and the individual models of social policy*

Dimension	Breadwinner model	Individual model
Familial ideology	Strict division of labour Husband = earner Wife = carer	Shared roles Husband = earner/carers Wife = earner/carers
Entitlement	Differentiated among spouses	Uniform
Basis of entitlement	Breadwinner	Other
Recipient of benefits	Head of household	Individual
Unit of benefit	Household or family	Individual
Unit of contributions	Household	Individual
Taxation	Joint taxation Deductions for dependants	Separate taxation Equal tax relief
Employment and wage policies	Priority to men	Aimed at both sexes
Sphere of care	Primarily private	Strong state involvement
Caring work	Unpaid	Paid component

Table 2. Countries ranked according to levels of general family support and dual-earner support 1985-1990

General family support	Dual-earner support
1. Belgium	1. Sweden
2. Germany	2. Denmark
3. France	3. Finland
4. Norway	4. Norway
5. Italy	5. France
6. Austria	6. Belgium
7. Denmark	7. Germany
8. Ireland	8. Italy
9. Sweden	9. Netherlands
10. Finland	10. Austria
11. Netherlands	11. Ireland
12. Canada	12. United Kingdom
13. United Kingdom	13. Canada
14. Switzerland	14. Japan
15. Japan	15. Australia
16. Australia	16. Switzerland
17. New Zealand	17. United States
18. United States	18. New Zealand

Table 6. Relationships of institutional models of social insurance and gender policy to inequality with respect to class and gender in eighteen countries 1985-1990

Country	Institutional models of	Class inequality	Gender inequality
	Social insurance/gender policy		
Canada	Basic security/market oriented	High	Medium
Switzerland	Basic security/market oriented	High	(Medium)
United Kingdom	Basic security/market oriented	High	Medium
United States	Basic security/market oriented	High	Medium
New Zealand	Basic security/market oriented	(High)	Medium
Australia	Targeted/market oriented	High	High*
Ireland	Basic security/general family support	High	High
Netherlands	Basic security/general family support	Medium*	High
Denmark	Basic security/dual earner	Medium*	Low
Belgium	State corporatist/general family support	Medium	High
Germany	State corporatist/general family support	Medium	High
Italy	State corporatist/general family support	High*	High
France	State corporatist/general family support	High*	Medium*
Austria	State corporatist/general family support	(Medium)	(Medium)*
Japan	State corporatist/market oriented	—	High*
Finland	Encompassing/dual earner	Low	Low
Norway	Encompassing/dual earner	Low	Low
Sweden	Encompassing/dual earner	Low	Low

*Unexpected level of inequality, given type of institutions.